

(四) 無産者の証明方法を法律に之とを簡略に爲す(可決)

十六、兵士家族扶助法制定の件(可決)

兵士家族扶助法を制定す 要綱九の如し

一、九の諸項に改訂するものは年額千二百円を各期間中給與す

(1) 兵士が勤時又は労働による生計を営み居し世帯

(2) 入營兵士家族に對しては入營中

(3) 出征兵士家族に對しては出征中

(4) 入營又は出征中の兵士と養育者の家族に對して男子息ある場合は之れ

千八百円に到るまで

二、年收千二百円以上の収入ある家族には之れを給與せず

理由

強制徴兵制度の下に於ける無産者世帯の生活救済の爲め本業禁止の理由

とあり

兵士家族扶助法制定の件(可決)

十八、失業救済法の件(可決)

十九、水部財政確立の決議(可決)

昭和四年夏大會は、水部財政確立の爲め、左の如き財政方針を決議す

A. 充實

充實は、税員本部費、特別税員を中心として、維持會費、一般年附金を以て構成す

(1) 税員本部費

(a) 税員本部費の専數一人五十圓(之を以て)を以て納入するに、

(b) 各聯合會も、税員本部費を左の割合に充實月割分納をなすに、

税員本部費

五円

十名未満

十円

十名以上

十五円